

日本国民救援会岩手県本部  
〒020-0015  
盛岡市本町通2-14-27  
TEL. FAX (019) 652-3691  
http://homepage3nifty.com/kokumin  
kyuenkai-iwat/  
eメール BCB13331@nifty.com

# 救援新聞

1カ月300円(郵送料1部40円)  
発行 日本国民救援会  
〒113-8463 東京都文京区湯島  
2-4-4 平和と労働センター内  
電話 03(5842)5842  
FAX 03(5842)5840  
http://www.kyuenkai.org  
eメール info@kyuenkai.org

救援新聞・岩手版 No.83

毎月5の日、月3回発行

## 2019年地方選挙、参議院選挙にあたり

### 県選管と県警へ

### 公正で自由な選挙の実現を求めて要請

### 自由法曹団 いわて労連 国民救援会

岩手県の自由法曹団、岩手県労働組合連合会、国民救援会岩手県本部の3団体は連名で、4月8日、岩手県選挙管理委員会と岩手県警察本部にたいし、統一地方選挙、参議院選挙にあたり公正で自由な選挙の実現を求め

岩手県は、2011年の東日本大震災をうけた宮城、福島と同じ被災3県として、福島の復興支援が8月9月に実施されることもあり、この時期の要請になりました。

要請には、いわて労連の金野耕治議長、国民救援会の水戸正男県本部会長、晴山俊孝副会長、大野秀事務局長、安保進事務局次長が

岩手県は、2011年の東日本大震災をうけた宮城、福島と同じ被災3県として、福島の復興支援が8月9月に実施されることもあり、この時期の要請になりました。

要請には、いわて労連の金野耕治議長、国民救援会の水戸正男県本部会長、晴山俊孝副会長、大野秀事務局長、安保進事務局次長が

地方選挙、国政選挙は、住民自らが今後の暮らしなど国と地方の政治のあり方を決めるとても大事な機会です。

憲法は、主権者国民の権利として「公務員選定の権利」を規定し、住民が自治体の首長や議員を直接選出するとしています。公職選挙法は、「選挙が選挙人の自由に表示せる意思よって公明且つ適正に行われることを確保」することが大切であることを明らかにしています。

選挙において、言論・表現の自由が最大限保障されることが必要です。しかし、日本の選挙は、公職選挙法

によって言論・表現活動に不当な制限が加えられています。これは、憲法、そして国際人権規約に反します。

自由権規約委員会は、日本政府に対し、公職選挙法が表現の自由及び参政権に對し非合理的な制約を課していること、

憲法で保障された言論・表現活動が最大限保障されるために、不当な干渉・制限を行わないように強く求めます。

警察が、憲法で保障された言論・表現活動への規制・干渉は行わないよう求めます。

「公明かつ適正」な選挙を妨げる「企業・団体ぐるみ」選挙を許さないこと。選挙法の規定に基づき「不偏不党且つ公平中立」「公正」に責務を果たすよう求めます。(この項は県警の

### 県選管と要請の内容(要旨)

一、言論・表現活動への不当な干渉・制限を行わないこと。警察は、選挙において

二、インターネット選挙に関して、警察が安易な干渉・制限をして、主権者が委縮

三、選挙期間中の要求運動の保障を。労働組合や市民団体が自らの要求実現のために街頭での宣伝、集会、演説等は、選挙運動にわたらない限り、公職選挙法違反にあたりにません。

四、「公明かつ適正」な選挙を妨げる「企業・団体ぐるみ」選挙を許さないこと。選挙法の規定に基づき「不偏不党且つ公平中立」「公正」に責務を果たすよう求めます。(この項は県警の

五、「公明かつ適正」な選挙を妨げる謀略ピラや暴力による選挙の妨害を許さないこと。

六、特定の政党などの敵視をやめ、適正・公正に責務の遂行を。警察法及び公職選挙法の規定に基づき「不偏不党且つ公平中立」「公正」に責務を果たすよう求めます。(この項は県警の

## 国民救援会 県本部委員会の開催

5月15日(水) 13:00~ 盛岡市本町通 浅沼ビル6F 16:00

参加対象 県本部委員(支部から1名) 県本部委員(加盟団体1名) 県本部役員(4役・常任委員)

積極的な参加を

全国大会を受けた県本部大会を機に、北上市で八重樫東世界3階級制覇元チャンピオンを迎えて「袴田巖さんの再審無罪を求める岩手県集会」の開催、県本部主催の「救援学校」開催、県選管・県警への要請など新しい取り組みを進めてきました。参院選・地方選にむけ「のびのび選挙」リープの活用・普及も進んでいます。再審・無罪への新たな流れも生まれてきています。

会員拡大の好機です。地域に根ざした救援運動の飛躍をめざし、上記のように県本部委員会を開催します。



# メーデーで宣伝・会員拡大を

全労連やいわて労連は、「メーデー」は5月1日の世界共通の伝統を堅持し、5月1日に行います。この日は、ふだん会えない人と会う機会でもあります。加入申込用紙を準備し、ビラ配布とともに会員拡大に結び付けましょう。

## 5.20全国いっせいで宣伝行動

### 無実の人を救う

冤罪でたたかい、苦しんでいる人々を救う全国いっせいで宣伝・春の行動が5月20日(月)に設定され、よびかけられています。支部宛に、チラシとハンドマイク宣伝の原稿を送付します。支部役員をはじめ多くの会員によびかけて、目立つように工夫しましょう。

### 八重樫東選手の勝利

ボクシングの元世界3階級制覇王者で36歳の八重樫東選手(大橋、黒沢尻工高一拓大)が4月8日、東京・後楽園ホールでサハバーブ・ブンオップ(タイ)とのスーパーフライ級ノンタイトル10回戦に臨み、2回2分25秒でTKO勝ちしました。日本人初となる世界4階級制覇への弾みをつけました。八重樫東選手は、昨年北上市で開催した「袴田巖さんを救う県民集会」で講演をしました。

# 逸山 冤雪ぐ

陸前高田市は、降雪が少なく「岩手の湘南」と呼ばれる温暖な地である。その近くで育った私は、雪にあこがれた。雪が降ると、「ゆきやこんこん」と歌い、心が弾んだものだった。

「雪」の歌は、唱歌でも流行歌でもたくさんあるが、一曲でたくさん雪が出てくるのが、新沼謙治の『津軽恋女』で、「津軽には七つの雪が降るとか」に続いて、「こな雪 つぶ雪 わた雪 さらめ雪 みず雪 かつ雪 春待つ水雪」と歌われる。これは、太宰治の『津軽』が元になっている。

「雪」を「ゆき」と読むことをばを拾うと、雪催、雪空、白雪、美雪など、美しい表現になる。雪の音読みの「せつ」となると、降雪、除雪、雪上などと、科学的な表現が目立つ。雪の漢字を使うが別な呼び方で、吹雪、雪崩、雪洞(ぼんぼり)、雪隠(せつちん)(=廁)、雪辱などの単語がある。雪辱は、スポーツの試合で負けた時や選挙戦で敗者が敗因の弁とともによく使われる。

ある俳句大会の清記用紙に、「冤雪ぐ逸山墓碑の春惜しむ」の句が載っていた。雪冤は、なじみがなく戸惑った。冤とは冤罪の意だが、「雪ぐ」を読めず、電子辞書に頼った。辞書には「雪辱」に続き「雪冤」があり、「無実の罪をすすぎ、潔白を明

らかにすること」とあり、「雪ぐ」は「そそぐ」と読むことを知った。



原敬遺徳顕彰碑

「冤雪ぐ」と詠まれた逸山の碑は、盛岡城址公園内の盛岡歴史文化館前に建立され、「逸山」とは原敬の号である。碑には、「原敬は維新の際、南部藩がうけた無辜の罪をそそぐことを念願としていたが、大正六年九月戊辰戦争殉職者五十年祭が行われた際に祭文を朗読した」として、「戊辰戦争は政見の異動のみ、誰か朝廷に弓を引くものあらんやと言つてその冤を雪ぐけり」と刻まれていた。

と思ふ熱烈な情に駆られ「私の父の冤を雪ぐと云ふことに全力を用ゐようとした」などと5か所に表されている。仇討ちを「冤を雪ぐ」と奔走してきた主人公は、「父を殺したのは法律だと云うことを知った」「殺されたものは政争の犠牲者である」と悟ることで結末に至っている。仇討ちは、明治6年(1873)に太政官布告の法律11復讐禁止令で禁止された。冤罪が政府の行為によってもたらされてきた歴史がある。戦前の治安維持法、戦後の米軍占領下の陰謀事件やレットページは、膨大な犠牲者を生み出した。また、裁判官も人間であり、誤った判断と裁きによって冤罪を生み出すケースも少なくない。冤罪を被ると家族にも計り知れない苦しみが強いられる。

冤罪を晴らす行動は、雪冤運動と呼ばれ、その意思を遂げられず他界された方も多い。再審開始が認められることさえ、「針の穴に駱駝を通すくらい困難」と例えられ、日本は、刑事事件の有罪率が99・9%と異常に高く、それ故に冤罪が多い国とされている。

自白の強要で犯罪者に仕立てられ、検察や裁判所も自白偏重主義に陥っている。裁判のやり直し11再審を求めている人々も多く、弁護団の活動と良識を持つ裁判官によって再審開始決定が下される事例も増えている。だが、検察が特別抗告でその道を閉ざしている。これでは戦後の憲法に位置づけられた再審制度が検察の対応で壊されかねない。

冤罪に立ち向かい、ひとりでは14件もの無罪を勝ち取った弁護士がいる。NHKドキュメントで再放送もされた今村核弁護士で、昨年の夏に『雪ぐ人』と題する本が出版された。著者・佐々木健一氏の問いに、今村氏は、「無実の被告人がいて、冤罪を雪ぐことで、自らも救われていることに、生きる希望を見出した」と述べている。

自然界で真っ白な雪だが、人間社会で「雪」を冠し、「雪ぐ」ために生きることは、並大抵なことではない。雪を冠した岩手山に向かつて、石川啄木のように「ふるさとの山」と心に刻み、生きてゆきたいと思う日々である。(2018・11・1)

水戸 正男 (県本部会長)

### 上記の碑文より

盛岡にて戊辰殉  
難者の五十年祭を  
営みける時 祭文  
も求められ余は戊辰  
戦争は 政見の異  
同のみ 誰か朝廷  
に弓を引く者あらん  
やと言つて その冤  
を雪けり